

広報

2015
(平成27年)

5



the most beautiful
villages in japan

曾爾

そに



ふらふらと
再発見!!

■ 27年4月30日(木) 村議会議員初登庁

前列左側より松本喬議員、
堂浦鶴清議員、木治正人議員、
坂井英治議員、岡本一重議員、
後列左側より大向重信議員、
神出光議員、萩原徳一議員

議会だより P2

むらの話題 P5
平成27年春の叙勲、曾爾小ニュース ほか

お知らせ P7
空き家相談窓口を開設しました!!、曾爾村プレミアム商品券を発売します~!、65歳以上の方の介護保険料について ほか

みんなの広場 P14
ほけん事業予定表 ほか

議会だより

取り組むとして
いますが、理解
と協力をどのよ
うに求めるのか伺う。

一般質問

平成27年3月定例会一般質問
の要旨は、次のとおりです。

■木治正人議員

問い

①平成27年度施政方針について、村長が就任して1年が経過し、村政の基本として、総住民参加により、住んでみたい、住んで良かったと実感できるむらづくりにであると独自の施政方針を打ち出しました。今後5年間の地方創生計画「曾爾村版地方総合戦略」を策定するにあたり、村民提案型や外部有識者提案型、また、行政提案型など様々な策定方法が考えられます。村長が施政方針で「行政・議会・住民が一体となって進めるむらづくり」に

あり一大行事と考えます。この事業をどのように取り組むのか。また、絶やさないように、どうするかを考える機会を作る事が重要と思うがどうか。

②地域包括支援システムについて、本村でも孤独死の実例が発生し、高齢化によりこういった事態が発生する村になっている事も事実です。奈良県の高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画の概要を見ると、健康長寿日本一を目指して「地域包括ケアシステム」の構築を推進する取り組みを進めています。本村の取り組みの進捗と今後の事業展開についてはどうか。

③平成27年度の教育委員会重点施策事業として、平成30年に継承300年を迎える曾爾の獅子舞に関し、「(仮称)曾爾の獅子舞継承300年祭実行委員会」を立ち上げ、先人たちに感謝し、更なる普及・継承への気運を高めるとあります。村にとって継承300年は、大きな宝で

あり一大行事と考えます。この事業をどのように取り組むのか。また、絶やさないように、どうするかを考える機会を作る事が重要と思うがどうか。

答弁(芝田村長)

①曾爾村版地方総合戦略の策定については、持続可能なむらづくりにために、行政・議会・村民が一体となって知恵と力を結集して策定・実施していかなければならないと考えています。まず村長を本部長として、各課長等で構成する「曾爾村地方創生人口減少対策本部」を設置します。また、若手職員を中心に職員提案ワーキンググループを作り、人口減少の歯止め・出生率の回復・地域の活性化・雇用創出を共通認識とし、結婚・出産・子育て・農林業の6次産業化・商工観光の推進・地域活性化・移住定住・医療福祉教育などの分野を議論します。各大字においては、総代を中心に地域住民による地

域会議の開催をお願いし、地域の課題対策、地域資源の活用など検討していただきたいと思っています。また、住民からの意見募集も考えております。さらに、農業団体、林業団体、商工業団体、観光団体、むらづくり団体、子育て団体などその団体からの立場で提案していただきたいと思っています。また、議会の中でも地方創生特別委員会を設置していただき、アイデアの提案をしていただきたいと願っています。そして、多くの皆様の提案や協力を頂きながら、「(仮称)曾爾村地方創生人口減少対策有識者会議」を設置して、議論をかさね、総合戦略の策定をしていきたいと考えています。

②地域包括支援システムとは、団塊の世代が75歳を迎える平成37年に向けて重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活

支援サービスを一体的に提供する仕組みです。本村では平成26年3月に策定した、「曾爾村健康づくり計画」、平成27年度から始まる第6期介護保険計画などにより、住民の役割、地域の役割、そして行政の役割を明らかにし、それぞれが一体となって全安心に暮らしていけるよう地域包括支援センターの充実や在宅診療の強化、訪問看護の充実、宇陀市立病院等との更なる連携強化、介護在宅サービスの実、生活支援や介護予防に積極的に取り組んでいきたいと考えています。しかしながら、本村ではサービス提供事業者が限られていますので、より広域的に、例えば桜井宇陀広域連合で何か連携できないか提案や議論をしながら、検討したいと考えています。進捗状況や今後の事業展開などについては、担当課長から説明します。

③曾爾の獅子舞は、江戸時

代の享保3年に大字長野で初めて演じられてから平成30年には、300年の節目の年を迎えます。その間多くの先人の熱意と努力により伝えてこられました。村の五穀豊穡と安全祈願のために毎年欠かさず奉納され、古(いにしえ)より村の平穩無事を守つて来てくれました。獅子舞は、村民の心のよりどころであり貴重な文化です。昭和54年奈良県無形民俗文化財に指定されました。

平成30年は、県指定40年目の節目の年でもあります。日本で最も美しい村連合に加盟できたのも獅子舞があつたからだと考えています。しかし少子高齢化が進み、各奉舞会とも保存継承に大変苦勞していただき、保存継承を支援するため、平成2年に郷土芸能を守る会が発足しました。今後も支援と共に、平成30年の節目の年に向けて記念イベントなどを企画し、より多くの人々に曾爾の獅子舞の素晴らしさを伝

え、保存継承に関する気運を高めたいと考えています。保存会もありますが、大字の枠を超えて、また、村の枠を超え村外の方の協力も得ながら継承できるよう努力したいと考えています。継承300年祭の具体的な構想については、教育長から説明します。

説明(仲子住民生活課長)

②平成23年度から村直営で地域包括支援センターを運営しています。事業内容は、2次予防対象者の通所介護型サービスを社会福祉協議会に委託して実施しています。1次予防では、健康いきいき教室を年12回開催しています。また、介護相談事業の窓口業務や要支援の方のプラン作成をしています。任意事業としては、介護相談員による対象者への家庭訪問やケアハウスへの訪問、男性の料理教室の開催、希望者への配食サービス、また、所得制限はありますが紙おむつの

支給をしています。今後は、医療との連携を進め訪問診療の充実、曾爾村社会福祉協議会並びに訪問看護ステーションの充実、認知症対策教室の開催を計画しています。また、有償のボランティアを育成して、地域でのゴミ出し支援やデイサービス補助員としての人材を確保し、理学療法士によるリハビリ支援等を実施し、平成37年を目指して体制を整備する計画としています。

答弁(尾上教育長)

③曾爾の獅子舞継承300年祭構想の概要は、本年度に実行委員会を立ち上げたいと考えています。実行委員会の目的として、保存継承してきた先人の熱意と苦勞に感謝する。曾爾の獅子舞を次世代に普及継承する事の大切さと気運を高め更なる発展を期す。芸術性魅力を多くの人に発信すると共に村の宝である民俗芸能の果たす役割を認識する。継承300年祭の行事を通

して豊かな自然や観光をアピールし村の活性化を図る。以上4点です。実行委員会の組織は、曾爾村の各団体を代表する方に参加をお願いし、村外の方にもアドバイザーとして参画していただき、企画やイベント内容を検討していただくこととしています。また、子どもたちが伝統芸能を体験できる環境も整えたいと考えています。

田合佐智夫議員

問い

①地方創生に対する考えについて、国において東京二極集中から地方分散型あるいは、地方創生・活性化の政策を打ち出しましたが、今の現状を変え、村を創生させるには各市町村が独自の企画や計画を立てて実行していく事が求められています。本村は、どの方向に向けてむらづくりをしていくのか、その構想はどうか。

②健康推進奨励制度の創設に

ついて、特定検診の受診率向上が医療費の抑制に効果があると考えています。医療費抑制を図る上で2つの提案として、1年間保険診療を受けていない、特定健診を受けている、国保税を完納している、この3つの条件を満たした世帯に対して、健康意識の高揚と生活習慣の改善を啓発していく手段として年三万円の奨励金を支給する「健康推進奨励制度」を創設してはどうか。

③行政の基に設置されている各種協議会組織の構成について、行政を運営していく上で重要な機関である各種協議会の構成メンバーは、各団体の長が当て職となつている場合が多く、年齢層が高い傾向にあり、また、女性が少ないと感じています。住民に広く広報して募集する事により多様な意見やアイデアが集まると考えるがどうか。

④政府の補正予算で2月に成り立った、地域住民生活等緊急支

援交付金について、プレミア付き商品券の発行など消費喚起の計画をそれぞれが策定するとなつていますが、曾爾村の実施計画はどうか。

答弁(芝田村長)

①具体的な政策をまとめた地方版総合戦略を平成27年度中に策定します。その方向性は、基幹産業である農林業や観光の振興を基軸にして対策を講じていきたい。農林業では、新規就業者の促進や6次産業化による高付加価値化による所得の向上を図りたい。また、グリーンツーリズムや農業・林業体験による都市住民との交流を推進することで、定住意識の醸成につなげたい。観光では、四季を通じた滞在型観光の推進、曾爾高原の保全や屏風岩周辺の開発、民宿の復活、観光資源を活かしたスポーツイベントや合宿の誘致。空き家活用対策では、空き家情報の収集と発信により若者定住を推

進。子育て対策では、子育て支援サービスの充実と地域や社会で支援する環境づくりを進める。また、母子保健事業の充実を図り、妊娠期から乳幼児期における健康診査、各種教室の実施や経済的な負担軽減を図る。学校教育では、統一的で貫性のあるカリキュラムのもと、小・中学校が緊密に連携する小中貫教育を推進したい。健康長寿社会の形成では、住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう保健・医療・介護の連携による地域包括ケアの構築を図り、生涯にわたり健康長寿のむらづくりを目指したい。具体的には、福祉タクシーの充実、買い物難民への支援、生活必需品の配送、見守り代行等の事業モデルを推進。健康増進のためのスポーツや体操の普及。地域ぐるみの防災体制充実では、災害に強いむらづくりを推進すると共に防火・防災意識の高揚を図り、広域消防・消

防団・自主防災組織が連携し、効果的な消防力を発揮することにより、あらゆる災害が発生しても自助・共助・公助により早期に復興・復旧できるような体制づくりを目指します。ふるさとづくりの推進では、地域の健全な発展とコミュニティの充実によるふるさとづくりを進めるために、自主的かつ主体的に行う自治活動を支援し、村民と行政の協働連携を図り、地域の活性化に取り組みたい。また、村のPRやふるさと納税者へ特産品をPRするなどして、ふるさと応援団を育成し活性化したい。曾爾村の自然景観は、どこにもない、作ることでできない、お金には換えられない村の大きな財産であり、これらを活かしながら持続可能なむらづくりを目指したい。今日を生きる我々の使命は、この村を守り、次世代に引き継いでいくことであると考えています。

②健康推進奨励金制度は、岡

山県総社市が全国で初めて平成25年9月から始めた制度です。この取り組みをよく検討しながら、また、平成30年度から国民健康保険事業が県単位で運営されることも含め検討していきたいと考えています。受診率などは、担当課長から説明します。

③各種の諮問機関や運営審議会等は、法律や条例によるもの、規則や要綱によるものなど数多くあります。協議会の名称は変わつても、委員の顔ぶれはほぼ同じといったものも少なくはありません。顔ぶれが同じであれば考え方も同じで、結論も同じということになりかねない懸念もあります。また、当て職の委員も多

くおられ、それらの方々は各種団体の代表者です。適任者であるかもしれませんが、同じ人では同じ発想になると思われれます。任期の都合で委員の期間が短くなつたりもすることもあります。今後は、女性も含めた幅の広い階

層から人選をしていくことが重要と考えていますが、それには条例や規則、要綱の改正が必要になります。現在の審議会等の現状をよく精査しながら、その分野において見識ある方を活用するためにも、また、審議会の活性化のためにも、改正できるものから進めていきたいと思っています。公職者についても、その多くは執行機関が選任し、議会が同意することになっていますが、幅広く人材を確保するためにも、公募することも考えていきたいと思

います。④国の補正予算で地域住民生活等緊急支援交付金が創設され、地域消費喚起生活支援型と、地方創生先行型の二つの交付金が盛り込まれました。この制度を受け、新規の事業を実施することになります。これは、原則として、主に個人に対する直接の給付事業を対象とするプレミアムつき商品券などを発行し

て、事業の実施後に消費喚起効果等への調査を行うこととされています。また、地方創生先行型の考え方としては、今後5年間の実施計画として地方版の総合戦略を策定することが必須です。実施計画に盛り込まれる事業は、地方単独事業を対象とし、国の補助制度の対象となった事業については対象外です。また、施設整備事業などのハード事業も対象外です。採択要件が厳しい上に選択メニューも国が示すメニューでなければならないことなど、国が掲げている地方自らが計画を立て、自らの意思で事業を展開していくということにはほど遠く、国に縛られた事業であると思わざるを得ない状況です。施政方針で述べましたように、国が施策を考え、地方が実施するのではなく、地方が施策を考え、国がそれを支援していく。また、

地方でも都会型の地方もあれば、本村のような山間過疎の地方も

あり、施策も変わってくると考えます。国の施策も都会型と山間へき地型の二つの施策が必要ではないかと思っています。そのような仕組みになるように、市町村会等を通じて、国に要望していきたく考えています。具体の事業は、総務課長から説明します。

説明(仲子住民生活課長)

②平成25年度の特定健診の受診率は、49・1%で受診率の向上を図るため、保健推進員さんに未提出の方の自宅に訪問をしていただきました。平成26年度は、加えて、過去5年間、特定健診を受診をされていない方に直接電話で受診を促しています。議員から提案をいただいた健康推進奨励制度を創設した場合、曾爾村での対象者は、1世帯1人です。

説明(佐伯総務課長)

④地方消費喚起生活支援型交付金事業で、村内のみで使用可

能なプレミアム付商品券の発行を予定しています。プレミアム率は、本村では利用できるところが限られていることから、魅力を高めるため30%を考えています。1枚1,000円の商品券13枚セットを、1万円で購入し、総数1,800セットを発行する予定です。完売すると、340万円の村内消費が見込めます。次に、

地方創生先行型の交付金は、曾爾村版総合戦略を策定するにあたり、先行して取り組むための交付金です。使途については、細かく制限されており、国が示すメニューの中で、本村が取り組めるものを計画として掲げていく予定です。二点目は、曾爾村版総合戦略を作成するための調査で、人口減を緩和するための基礎データの収集を行います。二点目は、専門業者による空き家状況の実態把握や所有者へのアンケート調査、空き家についての意識調査等を実施し、今後増え続

けると想定される空き家の相談窓口を創設して定住の促進を図ります。三点目は、村内で生産された農林産物の特産品を手軽に購入できるようインターネット販売を整備し、生産者が直接利用できるネット販売システムの開発を行います。四点目は、曾爾

村のガイドブックを英語や中国語など多言語に翻訳してホームページに掲載し、海外からの観光客誘致を図ります。五点目は、地域住民が運営する農産直売所の施設充実や地域活性化団体への積極的な応援のために、補助金制度を創設するなどです。

平成27年春の叙勲 おめでとうなつまつ

4月29日、春の叙勲の受章者が発表され、曾爾村より磯野恵造さん(大字伊賀見)が受章されました。

磯野さんは昭和44年に曾爾村消防団に入団。昭和56年から副団長、昭和63年から10年間団長として永きにわたり住民の生命・財産を守るため献身的に消防活動に精励され人員確保が困難ななか団員の資質向上に努め、消防団発展のため貢献された功績が認められたものです。

4月30日(木)奈良県庁で春の叙勲知事伝達式に出席後、曾爾村役場で芝田村長へ受章を報告されました。



大字伊賀見(消防功労) 磯野恵造氏 瑞宝双光章
元曾爾村消防団団長

曽爾中学校音楽部のお兄さん、お姉さんが来てくれました

4月22日（水）に曽爾中学校の音楽部のお兄さん、お姉さんが来てくれ、子どもたちの前で楽器の演奏をしてくれました。



さんぽの曲を演奏しながら入場してくれました♪

た。最後に楽器の紹介もしてくれ、子どもたちは一つ一つの楽器の名前や音に興味津々



みんなの知っているアニメの手作りお面をかぶっての演奏♪



お兄さん、お姉さんすごいな☆みんなで拍手♪

でした。お兄さん、お姉さん。本当にありがとうございました。



お兄さん、お姉さん素敵な演奏ありがとうございました☆

● 曽爾小二ニュース

海遊館へ行ってきました！

4月24日（金）8時過ぎに曽爾を出発し、大阪天保山の水族館「海遊館」への遠足です。新入生4名を含む全校児童29名で、まずサンタマリア号に乗船しました。北米大陸を発見したコロンブスになった気分で大阪湾遊覧を楽しんだ後、家の人に作ってもらった色とりどりのお弁当を班で食べました。そして海遊館では、カワウソやアザラシ、ペ



ゆったり泳ぐジンベイザメ

ンギンやきれいなたくさんのお魚を見て回りました。大きなジンベイザメの主食が3cmほどのオキアミやサクラエビだと聞いてビックリ！初夏を感じさせるほどの青空のもと、思い出に残る一時となりました。



1年生で、ハイチーズ！



サンタマリア号の上で

空き家相談窓口を 開設しました!!

管理できない家がある。相

続したが困っている。相続す

る家をどうしたらいいのか？

荷物がいっぱい手で手をつけ

れない家がある。利用・活用

したいが方法がわからない。

地域のために使ってほしいが

どうすればいいのか？など：

まずはご相談ください。

連絡先 NPO法人空き家コ

ンシェルジュ東部事務所

〒633-1202



5月下旬から NPO 法人空き家コンシェル
ジュの職員が各地域の空き家調査に入ります
のでご協力下さい。

曾爾村大字太良路165-1
(絆の里会館)
☎0745-96-2118
(総務課 94-2101)

◎補助金もあります。

空き家の修繕に「空き家改
修補助金」、そして家財道具
等の整理に「家財道具等整理
事業補助金」が利用できます。
空き家改修補助金は上限50万
円で、家財道具等整理事業補
助金は上限20万円の補助があ
り、それぞれ事業費の1/2
を補助する制度です。

曾爾村プレミアム商品券が利用 できる事業所を応募します

7月号広報で、曾爾村プレミアム商品券が利
用できる事業所を掲載したいと考えています。
村内に事業所があって、物品の購入若しくは役
務の提供が行え、受け取った商品券の換金が
できる事業所を募集します。応募期間は、5月
15日から6月15日までです。

応募及び問い合わせは宇陀商工会曾爾支所
にお願いします。

〒633-1214 曾爾村大字長野25-1
宇陀商工会曾爾支所
☎94-2951 FAX96-2408

曾爾村プレミアム 商品券を発売しま す!!

8月1日現在、住民登録を
されている全ての村民の方を
対象に曾爾村プレミアム商品
券を販売します。詳細につき
ましては、7月号広報でお知
らせします。

発行総額 2,340万円
(1,800万円+プレミ

アム率30%)

発行冊数 1,800冊

販売価格 1冊あたり1万円

(13,000円相当)1,

000円×13枚)

購入限度 1人3冊まで※応

募多数の場合は抽選となり
ます。

販売方法 7月号曾爾広報で

お知らせします。(総務課

☎94-2101)

自衛官募集案内

種 目	資 格	受付期間	試 験 日
自衛官候補生 (男子)	18歳以上27歳未満の者	お問い合わせ下さい	受付時にお知らせします

自衛隊天理募集案内所 ☎0743-63-2540

ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/nara>

E-mail hq1-nara@pco.mod.go.jp

65歳以上の方の介護保険料について

第6期事業計画期間(平成27年度～29年度)の介護保険料が決まりました。

介護保険制度は、3年ごとに事業計画を見直し、保険料もそれに伴って変わります。

平成27年度～29年度までの第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料は、下表のとおり決まりました。

全国的にも保険料が上昇している中、本村においても高齢化や介護サービス利用者の増加に伴いサービスを利用するための負担が増大しています。そのため、平成24年度～26年度における保険料の基準額は42,000円(年額)でしたが、第6期事業計画期間(平成27年度～29年度)では、保険料の基準額を69,600円とさせていただきます。介護保険は皆様の相互扶助によって成り立っている制度ですので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今年度の年間保険料額は、村民税課税状況が決定した後、7月初旬に計算して通知します。

お支払方法が、特別徴収(年金からの引き落とし)の方は、偶数月に年金から徴収されます。普通徴収(納付書又は口座振替)の方は7月から翌年3月の計9回に分けての納付となります。

【平成27年度から29年度 所得段階別保険料(年額)】

(100円未満は切り捨て)

区 分	対 象 者	平成27 - 28年度	平成29年度(予定額)
第1段階	・世帯全員が村民税非課税で、 老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者 ・世帯全員が村民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額を 合わせた額が80万円以下の人	31,300円 (基準額×0.45)	20,800円 ※(基準額×0.30)
第2段階	・世帯全員が村民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額を 合わせた額が80万円を超える人	52,200円 (基準額×0.75)	34,800円 ※(基準額×0.50)
第3段階	・世帯全員が村民税非課税で、 課税年金収入額と合計所得金額を 合わせた額が120万円を超える人	52,200円 (基準額×0.75)	48,700円 ※(基準額×0.70)
第4段階	・本人が村民税非課税者で、 課税年金収入額と合計所得金額を 合わせた額が80万円以下の人	62,600円 (基準額×0.90)	69,600円 (基準額)
第5段階 (基準額)	・本人が村民税非課税者で、 課税年金収入額と合計所得金額を 合わせた額が80万円を超える人		
第6段階	・本人が村民税課税者で、 合計所得金額が120万円未満の人	83,500円 (基準額×1.20)	
第7段階	・本人が村民税課税者で、 合計所得金額が190万円未満の人	90,400円 (基準額×1.30)	
第8段階	・本人が村民税課税者で、 合計所得金額が290万円未満の人	104,400円 (基準額×1.50)	
第9段階	・本人が村民税課税者で、 合計所得金額が290万円以上の人	118,300円 (基準額×1.70)	

お問い合わせ先

曾爾村役場 住民生活課 介護保険係

☎0745-94-2102

※平成29年度の第1段階から第3段階の介護保険料は、平成29年4月から消費税が10%となることに伴い低所得者の負担を軽減する目的で減額される予定です。

高齢者等福祉タクシー制度について

高齢者等福祉タクシー制度とは、自宅から最寄りのバス停までの利用、老人会などへの参加や病院、買い物などにタクシーを利用したとき、タクシー代の一部を助成する制度です。

対象者 村内に住所があり実際に住まれている高齢者等の方で、村税等の滞納がなく次の①から⑦のいずれかに該当する方です。所得制限はありません。ただし、自動車の運転ができる方は、対象から除きます。

- ① 65歳以上のひとり暮らしの方
- ② 世帯全員が75歳以上の方
- ③ 80歳以上の方
- ④ 介護保険の認定を受けている方
- ⑤ 身体障害者手帳1級・2級を所持している方

⑥ 療育手帳を所持している方
⑦ ①から⑥に該当する方が利用できる場合であって、その方を介助する者

助成の内容等 利用できるタクシー会社は、「大手タクシー」のみです。「タクシー利用券」は1人につき月3枚（1枚あたりの額面は500円）。利用券は、申請月の翌月分からの交付となります。

【例1】申請月が4月の場合、利用券33枚
【例2】申請月が5月の場合、利用券30枚
【例3】申請月が6月の場合、利用券27枚

利用券の有効期限は、平成28年3月31日までは、利用券の使用方法是、大手タクシーを利用して運賃を支払うときに、タクシー利用券を提出し、運賃から利用券の金額を差し引いた額を支払います。

利用券の使用期限 タクシー利用券の有効期限は、平成28年3月31日までは、利用券の使用方法是、大手タクシーを利用して運賃を支払うときに、タクシー利用券を提出し、運賃から利用券の金額を差し引いた額を支払います。

利用券の使用期限 利用券の使用は、乗車1回につき5枚を限度とします。

【例1】タクシー運賃が930円の場合 930円ー500円（利用券1枚使用） 430円を支払います。

【例2】タクシー運賃が1,470円の場合 1,470円ー1,000円（利用券2枚使用） 470円を支払います。

【例3】タクシー運賃が2,910円の場合 2,910円ー2,500円（利用券5枚使用） 410円を支払います。

申請方法 希望される場合は、印鑑（認印・シャチハタ不可）をご持参のうえ、役場住民生活課で手続きをしてください。（※代理の方が申請される場合は、代理の方の印鑑も必要となります。）

お問い合わせ先

住民生活課

☎ 94-2102

曾爾村B&G海洋センタープール アルバイトの募集

主にパート責任者

勤務地 曾爾村大字今井65

3

曾爾村B&G海洋センター

勤務内容 プール監視・清掃

業務・その他

時給 785円〜795円

対象者 高校生以上

定員 若干名

勤務期間 7月7日〜8月31日

日まで

定休日 毎週月曜日（月曜日が祝日の場合その翌日）

が祝日の場合その翌日）

勤務時間 9時〜17時内、7時間勤務

応募方法 6月5日（金）までに履歴書を曾爾村教育委員会事務局まで提出下さい（郵送可）

選考方法 面接

その他 6月中旬に実施する

水上安全講習会を必ず受講すること（※講習会分の賃金は発生しません）

お問い合わせ先 曾爾村教育委員会事務局内

☎ 94-2104

村内一斉河川清掃

とき 6月7日（日）

※荒天の場合は延期いたします。

（予備日：6月14日（日））

村内全域で河川清掃を実施しますので、皆様のご協力をお願いいたします。開始時間等詳しくは各大字役員さんにお問い合わせください。

なお、荒天による延期の連絡は、当日の朝6時30分頃、防災無線で放送いたします。

お問い合わせ 住民生活課



平成27年度は長野地区の地籍調査を行います

曽爾村では、皆さんの貴重な財産である「土地」の位置、面積等を正確に把握し、土地に関するトラブルを未然に防止するとともに、効率的な土地利用を図るため、国土調査法に基づく地籍調査事業を行っています。

◎「地籍調査」とは？

「地籍」とは土地の情報で、いわば土地の戸籍です。「地籍調査」とは土地の情報を明確にすることが目的です。

一つひとつの土地について皆さんに境界等を確認していただき、測量させていただき

ます。その結果、正確な土地の面積等がわかります。また、正確な図面（地積図）を作成することができるところ、このような調査の成果は法務局に送付され、土地の登記簿が正確なものに改められます

◎なぜ調査が必要か？

現在法務局に備え付けられている地図（公図）の大

半は、明治初期の地租改正で作られたものを基礎にしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりすることがあります。

そこで、土地に関するあらゆる行為の基礎になる土地の戸籍をはっきりさせるため、この調査を実施する必要があります。

◎地籍調査のメリットは？

この調査を行うと大きく次のメリットがあります。①境界の位置が不明になっても、正確に復元することができま

す。②土地の形状や面積がはっきりします。③災害復旧が迅速に行われます。④固定資産の課税が適正に行われます。⑤土地取引が円滑に行え

ます。◎調査費用は？地籍調査にかかる費用は、国（50％）県（25％）村（25％）で負担しますので、土地所有者に負担を求めることはありません。

ただし、境界の現



土地を購入し、改めて測って見たら登記簿の面積と違っていた。



塀を作り替えようとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と言われた。



相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった。

こんな経験はありませんか？

問い合わせ

地域建設課

☎ 94-2105



5月は軽自動車税・固定資産税 第1期分の納期です

軽自動車税納税通知書、固定

資産税納税通知書を5月12日に
発送しました。お近くの金融機
関または役場税務課で、6月1日
(口座振替日…6月1日)まで
にお納めください。

◎固定資産税

納税通知書には、課税標準額、
税額、納期、各納期における納
付額、納付の場所のほか、納期
限までに納付しなかった場合の取
り扱いや納税通知書の内容に不
服がある場合の救済方法などを
記載しています。また、課税明
細も載せていますので、内容を確
認して大切に保管してください。

○固定資産税を納める方(納税義務者)

固定資産税の納税義務者は、
毎年1月1日(賦課期日)現在
において、村内に土地・家屋・
償却資産を所有している方です。

○共有名義の場合

土地または家屋を複数の方で
共有している場合は、共有者全
員が納税義務者となり連 帯納
税義務を負います。この場合、
課税台帳の登録は「○○ 外
名」となり、納税 通知書など
は代表者の方に送付します。

次の項目に該当する場合は、
税務課へお問い合わせください。

1. 納税管理人を置く場合

村内に固定資産を所有して
いて、村外転出などで村内に
住所を有しなくなった方は、
税務課に「納税管理人指定
届」を提出してください。納
税管理人に納税通知書などを
送付します。

2. 納税義務者が亡くなった場合

納税義務者が亡くなったと
きは、相続人が納税義務を引

き継ぐことになり、名義変更
は法務局での手続きが必要で
す。手続きがお済みでない場
合は、税務課に「相続人代表
者指定届」を提出してくださ
い。相続人代表者に納税通知
書などを送付します。

尚、亡くなった納税義務者
が口座振替を利用されていた
場合は、引き落としができな
くなる場合があります。このよ
うな場合は、新たに口座振替
の手続きをお願いします。

3. 建物を取り壊したり、新・増築または用途を変更したりした場合

宅地に課税される固定資産
税は、建物の有無・種類(用途)
などにより税額が変わります。
建物を新・増築または取り壊
した場合は、早めに税務
課にお届けください。

お問い合わせ

税務課

☎94-2103

おとなのための保健だより

Vol.1

学校の保健室のように、毎月健康に関するお話を載せていきます。

お口の中には大きく分けて2つの病気があります。歯の病気である虫歯と、歯を支えている周りの骨やハグキが痩せていく歯周病です。

歯の病気である虫歯は歯を削って詰めたりかぶせものをすれば治りますが、歯周病は一度かかると治せません。

大切なのは虫歯や歯周病にならないように正しい歯磨きをすることですが、虫歯と歯周病では歯磨きの仕方が異なります。虫歯の予防には歯をきれいに磨くことが大切で、歯周病の予防には歯とハグキの境目を磨くことが大切です。その際、歯を磨く力でハグキを磨くとハグキが削れてしまうので、優しい力でマッサージするように磨いてください。

そしてもう1つ、予防の為に大切なことは定期健診です。年に数回はかかりつけの歯科医院で必ず健診を受けましょう。

6月29日、30日、7月1日は集団検診でも受けられます。申し込みは住民生活課までお願いします。



住民生活課 ☎94-2102

曾爾村体育協会年間行事予定

平成27年度体育協会の行事予定です。尚、詳細は追って体育協会役員及び広報等でお知らせいたします。

◎5月24日(日) 村民ソフトボール大会

◎6月21日(日) 村民バレーボール大会

◎9月12日(土) 小中学校村民合同体育大会

◎11月3日(火) 秋に親しむ歩こう会

◎11月中旬頃 宇陀郡民マラソン大会

お問い合わせ 曾爾村体育協会

消費者窓口の開設

曾爾村では宇陀市に業務を依頼して、宇陀市役所内で消費者相談窓口を開設しています。

振り込め詐欺や架空請求などの悪徳商法で困っている方や借金などの多重債務でお悩みの方は、専門相談員が相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

◎6月の日程

日時 1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)・29日(月)

各開催日とも午後1時から午後4時まで(専門相談員の都合で中止となる場合がありますので、相談場所へ行かれる際は、あらかじめお問い合わせください。)

場所 宇陀市役所2階213会議室

その他 費用は無料で、秘密は厳守します。

相談内容についての連絡先

宇陀市役所 商工観光課 (82-2457)

または曾爾村役場 総務課 (94-2101)

人権擁護委員制度 をご存知ですか

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下に、昭和23年にまず政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。

これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年の我が国における人権問題の状況を見ても、児童、高齢者及び障害者などの社会的弱者に対する陰湿ないじめ・虐待などの事件は、年々深刻化する傾向

が顕著であり、その上、インターネットや携帯電話等の通信手段の急速な普及・発展により、これらの通信手段を悪用した名誉毀損やプライバシー侵害など、人権問題は多様化しつつあります。

「人権の世紀」といわれる21世紀に入つて既に10年近くが経過しました。この間、法務省の人権擁護機関においては、人権尊重思想の普及高揚のため人権擁護活動に積極的に取り組んできたところですが、いまだ、物質的な豊かさのみを追い求め、心の豊かさが大切にされない風潮、あるいは、他人への思いやりの心が薄れ、自己の権利のみを主張する傾向が見受けられ、このような状況が様々な人権侵害を発生させる大きな要因の一つとなっています。

そこで、平成27年度の啓発活動重点目標を
みんなで築こう 人権の世紀
を考えよう 相手の気持ち
育てよう 思いやりの心

と定め、21世紀が「人権の世紀」であることを改めて思い起こし、国民の一人一人が人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを一人一人の心に訴えて、すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けた啓発活動を展開していくこととします。

人権は、人間が幸福な人生を送る上で、最も大切な権利です。自分だけでなくすべての人の人権が尊重されなければなりません。

国の内外を問わず、人々がお互いに人権を守ることによって明るい社会を作ることが、私たちの願いです。

※法務局における常設相談所の全

国統一電話番号

ナビダイヤル

05700003110

☆平成27年6月 奈良県医師会の学術部会が行う健康相談

お気軽にお問い合わせください

相談日の種類	日 時	予約の必要	主催する部会
目の健康相談	6月9日(火) 午後2時～3時	予約不要	奈良県眼科医会
整形外科に関する健康相談	6月10日(水) 午後2時～3時	予約不要 ※受付締切6月9日(火)	奈良県医師会整形外科部会
皮膚科に関する健康相談	6月11日(木) 午前10時～11時	予約必要	奈良県医師会皮膚科部会
精神科に関する健康相談	6月18日(木) 午前10時30分～11時30分	予約必要	奈良県医師会精神神経科部会
内科疾患に関する健康相談	6月24日(水) 午後1時30分～2時30分	予約必要	奈良県医師会内科部会

場 所 奈良県医師会館 1階 県民健康サービス室 (近鉄大和八木駅から北へ徒歩7分)

連絡先 〒634-8502 橿原市内膳町5-5-8 奈良県医師会各主催部会

☎0744 (22) 8502 FAX (23) 7796

食生活改善レシピ

キャベツのチーズ焼き カレー仕立て 1人前 92kcal

4人前 しめじ 1/2パック (50g)
 トマト 1/2個 (75g)
 キャベツ 4枚 (320g)
 ベーコン 2枚 (30g)
 だし汁 200ml
 カレー粉 小さじ1
 塩 小さじ1/5
 粉チーズ 大さじ4
 パン粉 大さじ1



- 作り方**
- ① しめじは小房に分ける。トマトは1cmの角切りにする。
 - ② キャベツはさっと茹でて芯をそぐ。芯は薄切りにし、せん切りにしたベーコンと一緒にキャベツの葉で巻く。
 - ③ 鍋に①、②、だし汁、カレー粉、塩を入れて火にかけ、沸騰したらキャベツに味が染み込むまで弱火で煮る。
 - ④ ③のキャベツを取り出し、食べやすい大きさに切って耐熱容器に並べ、③の残りの材料と汁を加える。キャベツの上に粉チーズ、パン粉を散らし、オーブントースター (1200W) できつね色に焼く。

私たち食生活改善推進員は「私達の健康は私達の手で!」をスローガンに食生活を通した健康づくりをすすめています。

～曽爾村食生活改善推進員協議会～

人口1,619人
(-4)
男 755人
(-2)
女 864人
(-2)
世帯数686世帯
(+2)
(平成27年5月1日現在)

高齢者クラブ活動
(全て13:30~)

カラオケ 第1・第3回
大正琴 第1・第3回
民謡 第1・第3回
手芸 月1回
陶芸 第4回
民踊 第2・第4回

●発行 曾爾村役場
●編集 総務課
〒633-1212
奈良県宇陀郡曾爾村
大字今井495-1
☎ 0745-94-2101
FAX 94-2066
●印刷 伊和印刷
●広報曾爾題字
故 清水公照
(第207世、第208世
東大寺別当)

ほけん事業予定表 (6月)

事業名	実施日	時間	対象者	場所・内容等
保育園 歯の健康教室	6月4日(木)	9:00~ 11:00	保育園児と保護者	○場所:曾爾保育園 ○内容:歯科検診、歯科医師からの おはなしなど ○スタッフ:歯科医師、歯科衛生士、 保育士、保健師
食生活改善推進員 協議会 定例会	6月10日(水)	9:30~	食生活改善推進員	○場所:老人福祉センター ○内容:調理実習
保健推進員会 定例会	6月16日(火)	19:30~	保健推進員	○場所:曾爾村役場 ○内容:子どもの栄養と健康
乳幼児健康相談	6月19日(金)	10:00~ 12:00	未就学児と保護者	○場所:子育て支援センター ○内容:育児相談、発達相談など ○スタッフ:保育士、保健師
宇陀郡一日こども 相談	6月30日(火)	10:30~ 16:00	18歳未満の子ども、 保護者	○場所:御杖村老人福祉センター ○内容:奈良県中央こども家庭相談 センター職員による療育手帳判定 に関する相談 ※申込みが必要です。
特定健診 がん検診	6月27日(土) 6月29日(月) 6月30日(火) 7月1日(水)	8:00~ 10:30 (受付時間)	特定健診 ・40~74歳の曾爾村国民 健康保険加入の方 ・後期高齢者医療保険加入 の方 がん検診 胃がん:35歳以上 肺がん:40歳以上 大腸がん:35歳以上 前立腺がん:40歳以上の 男性 肝炎ウイルス:40歳以上 (今までに受けたことが ない方) 歯周疾患検診:40歳以上	○場所:老人福祉センター ○内容 特定健診(問診、身体計測、血圧測 定、尿検査、血液検査、診察、心電図) 胃がん(バリウムによるX線撮影) 肺がん(X線撮影) 大腸がん(便潜血検査) 前立腺がん(血液検査) 肝炎ウイルス(血液検査) 歯周疾患検診(診察・指導) ※申込みされた方には問診票を送付します。

広報誌デビュー

こんなに大きくなりました



大字 伊賀見
うえだ りはく
植田 璃珀くん
平成26年5月28日生

笑顔いっぱい
元気いっぱい育ってね。
パパ、ママより



大字 伊賀見
たに ぐち はやと
谷口 隼都くん
平成26年5月30日生

兄弟仲良くな。
パパ、ママより

中央公民館 図書室だより

開館日 月~金曜日(祝祭日は休館)
…8時30分~17時15分
毎週土曜日…13時~17時

☆平日、図書室に職員がいませんので、教育委員
会事務局までお越しください。

☆6月のおはなし会は 6月11日(木曜日) 午前
10時から曾爾保育園で予定しています。

ご結婚おめでとうございます

4月18日 伊賀市 中江 千浩さん
長野 首藤 みづきさん

